

上久堅地区自主防災会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、上久堅地区自主防災会（以下「本会」という。）と称し、事務所を飯田市役所上久堅自治振興センターに置く。

(目的)

第2条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び被害の回復を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること
- (3) 地震等の発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給食、給水等応急対策に関すること
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資材等の備蓄に関すること
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要なこと

(会員)

第4条 本会は、上久堅地区内に居住する地区民全員をもって組織する。

(支部防災会)

第5条 各区に本会の支部をおく。

(委員)

第6条 本会に、委員として次の執行役員等をおく。

- (1) まちづくり委員会 執行役員
- (2) 区長
- (3) 支部長又は副支部長
- (4) 公民館長
- (5) まちづくり委員会 安全美化委員会正副会長
- (6) 交通安全指導員
- (7) 赤十字奉仕団上久堅分団分団長
- (8) 飯田市消防団第14分団分団長
- (9) 学識経験者

2 委員は会員を代表し、委員総会に出席して本会の重要事項について審議する。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員を選出及び任期)

第8条 役員は、次の者をもってあてる。

- (1) 会長は、まちづくり委員会会長があたる。
- (2) 副会長は、まちづくり委員会副会長及び産業建設委員長があたる。
- (3) 会計は、まちづくり委員会会計があたる。
- (4) 理事は、次の者があたる。

まちづくり委員会総務文教正副委員長、産業建設副委員長、保健推進委員長、生活安全委員会会長、環境保全委員会会長、健康福祉委員会会長、公民館長、赤十字奉仕団上久堅分団長、消防団第14分団長及びその他会長が委嘱した者

- (5) 監事は、まちづくり委員会監事があたる。
- 2 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 欠員のため選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、本会事業の遂行と地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行なう。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の経理を行なう。
- 4 理事は、理事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
- 5 監事は、本会の会計を毎年1回監査する。

(会議)

第10条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 委員総会
- (2) 理事会

(委員総会)

第11条 委員総会は、全委員をもって構成する。

- 2 委員総会は、毎年1回開催する。ただし、必要がある場合は臨時総会を開催することができる。
- 3 委員総会は、会長が招集し、議長となる。
- 4 委員総会は、次の事項を審議及び決定する。
 - (1) 規約の改正に関する事
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (3) 予算及び決算の報告に関する事
 - (4) その他、目的を達成するために必要と認めた事
- 5 委員総会は、その付議事項の一部を理事会に委任することができる。

(理事会)

第12条 理事会は、監事を除く役員によって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に提出すべきこと
 - (2) 総会により委任されたこと
 - (3) その他理事会が必要と認めたこと

(議 決)

第13条 各会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長が決する。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、飯田市役所上久堅自治振興センター職員を委嘱する。
- 3 事務局は、会長の命を受けて庶務に従事する。

(防災計画)

第15条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること
 - (2) 防災知識の普及に関すること
 - (3) 防災訓練の実施に関すること
 - (4) 地震等の発生時における情報の伝達、出火防止、初期消火、救出、救護、及び避難誘導に関すること
 - (5) その他必要な事項

(会 計)

第16条 本会の経費は、まちづくり委員会会計による。

- 2 本会の会計年度は、まちづくり委員会会計年度による。

(補 則)

第17条 この規約に定めのない事項は、会長が理事会に諮り決定する。

付 則

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

この規約は、平成30年5月1日から一部改正し施行する。

この規約は、平成31年4月1日から一部改正し施行する。

この規約は、令和5年6月1日から一部改正し施行する。